

## 白糠町青年等就農計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項、同法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第15条の3から第15条の5及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の2の規定に基づき、白糠町が行う青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(就農計画の認定申請)

第2条 就農計画の認定を申請できる者は、本町の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 青年（18歳以上45歳未満の者）。ただし、地域に担い手がいない等のやむを得ない事情があると町長が認める場合には、50歳未満とする。
- (2) 65歳未満の者であって、次のアからオのいずれかに該当する者
  - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者。
  - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育、その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。
  - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者。
  - エ 農業に関する研究又は指導、教育、その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。
  - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。
- (3) 第1号又は第2号に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員数の過半数を占める法人。

(就農計画の認定等)

第3条 町長は、申請書の内容が別記認定基準に適合すると認められるときは、白糠町農業委員会、釧路丹頂農業協同組合営農部白糠営農課及び釧路農業改良普及センター釧路中西部支所と協議の上、これをおおむね30日以内に認定するものとする。

- 2 就農計画の有効期間は、就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで）とする。なお、計画を変更した場合でも、変更前の有効期間とする。
- 3 複数の市町村において就農計画の認定を受けようとする場合で、白糠町の

みで認定の可否を判断し難い場合は、関係市町村又は北海道釧路総合振興局に対し協議するものとする。

(就農計画の認定通知)

第4条 町長は、就農計画の認定（変更の認定を含む。）を行ったときは別記様式2により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、別記様式1に定める就農計画申請書の写しを添付し、その旨を白糠町農業委員会、釧路丹頂農業協同組合営農部白糠営農課、釧路農業改良普及センター釧路中西部支所、北海道釧路総合振興局及び公益財団法人北海道農業公社釧路支所に通知するものとする。なお、申請者がほかの市町村に対しても認定の申請をしている場合は、関係市町村にも連絡するものとする。

2 町長は、認定要件に適合しないと判断したときには、申請者にその理由と協議結果の内容を添えて書面により通知するものとする。

(就農計画のフォローアップ等)

第5条 第3条の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）は、毎年、町長に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告するものとする。

町長は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、面談をする等の方法により、把握するものとする。その上で、必要な場合には、白糠町農業委員会、釧路丹頂農業協同組合営農部白糠営農課、釧路農業改良普及センター釧路中西部支所、北海道釧路総合振興局、公益財団法人北海道農業公社釧路支所及び株式会社日本政策金融公庫等と連携して認定新規就農者の経営状況の把握や指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理する。就農計画の最終年である5年目においては、当該就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努める。

(就農計画の変更等)

第6条 認定新規就農者は、次の事項に該当する場合は、町長に対し就農計画の変更を申請しなければならない。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標の営農部門の変更。
- (2) 就農地の変更。
- (3) 2割以上の増減を伴う所得目標の変更。
- (4) 2割以上の増減を伴う年間農業従事日数の変更。
- (5) その他町長が必要と判断する事項の変更。

(就農計画の取消し)

第7条 町長は、次の事項に該当する場合は、就農計画を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- (2) 認定新規就農者が、就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とはならない。
- (3) 法人にあっては、第2条第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき。  
(就農計画の認定における例外措置)

第8条 就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始時期が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始時期からやむを得ない事情により、農業経営の開始が遅れた期間について、追加で就農計画の申請及び認定を受けることができるものとする。

(就農計画の失効)

第9条 就農計画の有効期間内に法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受け、経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該就農計画の効力は失うものとする。

(認定農業者への円滑な移行)

第10条 町長は、就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者に対し、継続的に自らの経営の改善に取り組むこと積極的に支援するものとする。

2 町長は、関係機関・団体等と連携し、認定期間を満了する認定新規就農者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を周知し、経営改善計画の作成を促すよう努めていくものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和2年6月15日から施行する。

## 別記

### 青年等就農計画認定基準

- 1 町長は、申請のあった青年等就農計画改善計画が次の基準のすべてに適合する場合は、その計画を認定するものとする。
  - (1) 営農活動全体から得られる所得が白糠町農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）で設定した目標に適合するものであること。
  - (2) これまでの研修経験、生産方式等の就農計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等により、総合的に目標の達成の確実性があるものであること。
- 2 町長は、地域の担い手として育成を図る必要があり、基本構想の経営の指標に定められていない営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、その計画を認定するものとする。
- 3 町長は、申請のあった青年等就農計画改善計画のうち目指している所得水準が、基本構想における年間所得目標を下回る場合でも、申請者の農業経営体の経営全体を審査し、有機栽培や直接販売等に取り組む等の意欲を持って農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続しながら、将来的に所得水準が基本構想における年間所得目標に到達することが見込まれる場合には、その計画を認定するものとする。